

令和3年度 日南市水道事業等経営審議会 議事録

1 日時 令和3年12月22日(水) 午後2時～午後3時30分

2 場所 まなびピア 2階 視聴覚室

3 会次第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 市長あいさつ

(4) 会長選任

(5) 議題

①令和2年度水道事業決算について

②水道料金の改定について

③その他

日南市水道事業100周年記念事業について

(6) 閉会

4 出席委員(16名) 敬称略

益田 政司

塩井川 裕久

落合 兼久

木下 博義

内田 公明

山元 陸愛

栗野 道男

永野 剛久

米良 浩之

渡邊 倫章

山下 健一

宮浦 愛子

中津 峰子

山下 信子

郷谷 須磨子

岩満 多津子

5 欠席委員(1名) 敬称略

崎村 洋子

6 事務局職員

高橋 透 (市長)

河野 嘉伸 (水道局長)

谷口 雅則 (課長補佐兼管理係長)

川瀬 公夫 (課長補佐兼営業係長)

鈴木 宗雄 (管理係主査)

酒井 康光 (水道課長)

竹下 光也 (課長補佐兼施設計画係長)

美坂 尚史 (工務係長)

高橋 史晃 (管理係主任主事)

7 議事の内容

別紙「議事録」のとおり

議 事 録

発言者	発言内容等
事務局（酒井課長）	（午後 2 時開始） 【開会】 本日は、年末のご多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 本日の進行を務めさせていただきます、水道課長の酒井でございます。 会に入ります前に、水道事業等経営審議会が設置されております目的等について、説明をさせていただきます。 会次第の 3 ページ目、日南市水道事業等経営審議会条例をお開きください。 水道事業等経営審議会は、日南市水道事業等経営審議会条例により設置されており、市が行う水道事業と簡易水道事業の適正、かつ効率的な経営を図るために設置しております。 審議委員の皆様に行っていただきます業務としましては、条例第 2 条第 1 号、「市長の諮問に応じ、水道事業等の経営に関する重要事項について調査及び審議すること。」、第 2 号「水道事業等の経営に関する基本的な事項について意見を述べること。」となっております。 審議会は、委員 20 名以内をもって組織するとなっており、今回、17 名の皆様に委嘱をさせていただくものです。 委員の任期は、2 年間です。自治会長や各種団体の役員等で、任期中に変更があった場合には、後任の方が残りの任期を引き継いでいただくことになります。 それでは、ただいまから、令和 3 年度 日南市水道事業等経営審議会を開会いたします。
事務局（酒井課長）	【委嘱状交付】 まずはじめに、委嘱状交付となっております。 委員の就任をご快諾いただきました皆様、お一人お一人に、委嘱状をお渡しすべきではございますが、時間の関係上、代表して、油津地区自治会長の「ますだ まさし」様に委嘱状を交付させていただきます。 他の委員の皆様につきましては、委嘱状を机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 それでは、益田様、前の方にお進みください。 （辞令交付）

高橋市長

なお、委員及び事務局の紹介につきましても、式次第の、委員名簿と席次表でご確認いただきたいと思います。

【市長あいさつ】

こんにちは。市長の高橋でございます。日南市水道事業等経営審議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多忙の折にもかかわらず、「日南市水道事業等経営審議会」にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、併せまして経営審議会の委員就任にあたり、ご快諾をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市の水道事業につきましては、現在、新日南市水道事業ビジョンにもとづき、50年後、100年後も、安全で安心な水道水を利用していただけるよう、老朽管の更新事業や南郷地区と日南地区の水道施設一元化事業に加えて、水道施設の耐震化事業を推進しているところでございます。

皆様ご承知のとおり、これらの事業には、多額の費用を必要とします。さらに、経営の厳しかった簡易水道事業を、水道事業に経営統合したことに加え、全国的な人口減少社会の進展により、収益は厳しくなっているのが現状であります。

私も、本市の水道事業について、いかに健全な経営を実現し、市民の皆様に安全で安心な水道水を、安定的に供給できるか、腐心しているところでございます。

水道事業の運営にあたりましては、必要な事業を、計画的かつ確実に実行しながら、経営の健全化に努めているところでございますが、経営状況は厳しく昨年度の経営審議会において、本年10月からの料金改定の答申をいただき準備をしておりました。そのような中、コロナによる影響が急拡大したことから、いったんこれを見送りいたしました。

しかしながら、現在の水道事業経営状況から、いつまでも先送りは出来ず、今回、12月議会において、料金改定の議決をいただいたところであります。

委員の皆様におかれましては、今後も水道事業のより良い運営を行うにあたり、幅広い視点をもってご審議いただければと存じます。

結びにあたり、本日お集まりの皆様のご健勝とご多幸を、心から祈念申し上げまして、あいさつといたします。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局（酒井課長）	【会長選任】 続きまして、会長選任でございます。 本審議会条例の第5条に「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」と規定されております。 会長の選任方法につきまして、委員の皆様にお諮りしたいと思います。いかがいたしましょうか。 （「事務局一任」の声） 「事務局一任」ということで、事務局案を提案させていただきます。会長には、日南市自治会連合会会長であります、油津地区自治会長の益田委員にお引き受けいただきたいと考えております。 よろしければ、会長について、委員の皆様の拍手をもって、承認いただきたいと思います。 （拍手） ありがとうございました。それでは、会長を益田委員にお願いいたします。 ここで、市長につきましては、他の公務がございますので、退席をさせていただきます。
事務局（酒井課長）	【議事録署名人選出】 それでは、審議に移ります前に、本審議会の議事録署名人を決めさせていただきます。選出につきまして、いかがいたしましょうか。 （「事務局一任」の声）
益田会長	ありがとうございます。それでは、今回の審議会の議事録署名人を、永野委員と宮浦委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。 それでは、審議に移らせていただきます。議長につきましては、審議会条例第6条第2項の規定にもとづき、益田会長にお願いいたします。 【審議開始】 皆さん、こんにちは。ただいま、会長に選任いただきました、益田でございます。委員の皆様からの、特段のご協力をいただきまして、審議会を進めていければと思っております。

	さて、前年度の審議会では、将来にわたり、安心・安全な水道水を、安定的に供給していただくために、水道事業の経営について、水道料金改定の妥当性を含めて、答申をさせていただきました。 水道は、私たちの生活に欠かすことのできないものでございますが、水道料金の改定は、市民生活に、直接的に影響を及ぼすものでございます。 今後も、水道事業の適正な経営を図ることができますよう、委員の皆様からの、きたんのないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、まず、定足数について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（酒井課長）	それでは、定足数についてご報告申し上げます。委員総数 17 名中、現在 16 名のご出席となっております。審議会条例第 6 条第 3 項の規定を満たしております。よって、本審議会は、成立しておりますことをご報告申し上げます。
益田会長	事務局から報告がありましたとおり、本日の審議会は、成立していることを宣言いたします。 続いて、会次第、5 番、議題につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局（谷口補佐） （竹下補佐）	【説明】 ・水道事業概要説明 ・資料 1 令和 2 年度水道事業決算
益田会長	【質疑応答】 事務局から、令和 2 年度水道事業決算についての説明がございました。ここまでの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。 （審議会委員からの意見、質疑なし） 引き続き、議題につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局（谷口補佐）	【説明】 ・資料 2 水道料金の改定について ・資料 3 啓発用チラシ（水道料金改定、隔月検針）

益田会長	【質疑応答】 事務局から、水道料金の改定について、説明がありました。ここまでの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。
山元委員	7 ページの料金改定の実施と措置方針の料金改定を行わないことによる影響についてですが、これについては、自治会の中で説明をされると伺ったんですが、その点を強く説明を求めたいと思います。やはり、なかなか自治会は分かっても、一般の方がわからない点が多々あるだろうと思います。 それと一つは、やはり、隔月検針の中で、結局、4 月分は請求なくて、5 月分から請求するということだと思うんですが、結局、例えば 4,444 円が 26.2% の値上げにより 5,610 円となると思うんですが、それと、地域的に偶数月、奇数月を判断ができるものがあれば示していただきたい。
益田会長	山元委員よりご質問がございましたが、確かに、議会や市民への丁寧な説明ということで、自治会においても具体的に、わかりやすい説明をお願いしたいと思いますが、事務局いかがですか。
事務局（河野局長）	皆さんこんにちは。4 月から水道局長をしております河野と申します。よろしく願いいたします。 昨年の 3 月に答申をいただいて、水道料金の改定をすることになったんですけども、コロナの感染がものすごく拡大して、いろんな皆さんが経済的に苦し状況ということで、今回、改定時期を先送りしたという状況がございます。しかし、そうしているうちに、秋になりましたら、コロナの方は落ち着きを見せたんですけども、原油の価格が上がって、食料品やガス代、電気代が値上げをして、私どもも、公共料金が家計に及ぼす影響が大きいということで、大変心苦しくは思っています。そうした中でも、先ほど説明しましたけれども、今の現状がやはり、人口が減少しますと水を使う量が減る。しかしながら、耐震化や老朽管布設替え、例えば和歌山の水管橋が破裂したとか、各地で水道管が破裂して噴水の様に沸き上がったとか、いろんなニュースがありますので、そういう仕事はしなければならないというのもございます。そうしたときにどうするのかというときに、これまでは、何とか基金という貯金があり、そこから繰入をしていたが、先々、それも厳しいということで、心苦しいが、利用者の皆様にご負担をお願いできないかということで、また、行政内部でも先ほど説明がありましたけれども、隔月検針をするということは、検針が 2 か月に一回ですので、業者に委託しており、年間 3,800 万円くらいが半分になりますので、そういった

事務局（酒井課長）	ところの経営努力をしていくということとですね、年間 11 億円ベースくらいで建設改良をしているんですけども、それを 7 億円ぐらいでなんとか、急ぐ分だけ前倒しをして、他を遅らせる形で支出を抑えようということで、なんとかやれるのではないかとというのが、今回の改定の率になります。それをしなかったら、正直、50%とか 30%とか、とんでもないような引き上げになってまいりますので、今回、何とか 26.2%にさせていただいたというのが、現状ですけども、実際に水を使われる皆さんは、検針メーターの請求額を見ていつもと変わらないのにあがったがというのが、色々出てくると思いますので、そのあたりのチラシも検針の際に入れます。しかし、なかなか見ていただけない方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺りはお問い合わせ等についても丁寧に説明してまいります。 それと、自分の住まいの地区は、偶数月なのか、奇数月なのかについては、A 3 判のチラシの裏の方に検針票の写しがあるが、検針番号の左側が地区になっている。110 番の地区を表で見てもらうと偶数月の検針区域ということで、餌肥の地区番号になってます。そういうことで、一回見ていただくと、餌肥が偶数、吾田が奇数ということとはございません。餌肥でも偶数の地域と奇数の地域がありますので、ここで、ご自分の地区が偶数か、奇数かをご確認いただけたらと思います。 先ほど、益田会長からも言われました通り、なかなか隔月検針も、2 か月に一回で、半分にしてみとか、旧料金とか、新料金とか、最初の方は、混ざってきて、非常に難しい状況もございますけども、丁寧な説明を心掛けて、市民の方々の理解を深めていきたいと考えております。 私の方からの説明は以上です。 若干補足をさせていただきます。先ほども谷口からの説明の中で、2 月に全地区にチラシを配布するという話がありました。配布するチラシが 2 種類ございまして、奇数月の検針地区の方々には奇数月用のチラシが入ります。偶数月の検針地区の方々には偶数月用のチラシが入ります。それに応じて、料金の算定方法とか、そういう部分を含めて、それぞれの検針に応じたチラシをまず全体に入れさせていただきます。そして、3 月には、奇数月の地区にチラシをお配りするというので、3 月に、奇数月の方々については、「次の 4 月には検針を行いません。5 月に検針が入ります。」というようなことを書いて、料金の算定も含めてチラシを入れさせていただきます。4 月につきましては、偶数月の検針地区に、今度は、「5 月には検針を行いません。6 月に次の検針が入ります」
------------------	--

	ということと、それに合わせた料金の算定方法を記載したチラシを入れさせていただくということを考えています。
益田会長	山元委員、今の説明でよろしかったでしょうか。
山元委員	やはり、最近、頻繁に災害があつて、水に変わるものは、なかなか難しいと思うので、私もこの案には賛成なんですけど、とにかく、やはり、一番困るのは、高齢者の方が理解できるのかというのが一番ネックになっていますので、それも丁寧な説明の中で、値上げもやむないと私も思いますので、よろしくお願いいたします。
益田会長	今、山元委員からもご指摘がございましたように、例えば、水道料金の改定について、それに至る状況とか、そしてまた経営努力もしているということを市民に少しでも訴えて理解していただけるのが必要じゃないかと思っております。 他に、ご意見はないでしょうか。
内田委員	飢肥地区会長の内田といいます。 色々説明がございました。料金改定についてはやむを得ない措置だと考えますが、資料3が全世帯にということではないんですかね。
事務局（谷口補佐）	自治会での説明の資料です。
内田委員	偶数月の対象地区、それから奇数月の対象地区、おのおのチラシを入れられるということだが、専門的な用語がいっぱい入っているし、文字も小さくて、だいぶ簡略されてもいいんじゃないかという気はします。当局が丁寧に説明されたい気持ちは分かりますが、逆に文字が多くて専門用語が多すぎてよくわからないようになります。先ほどのいろんな起債の説明、残高の説明についてもほとんどわからない。わからないぐらいに複雑な会計になっているんでしょうけど、住民は高齢者の方がいっぱいいますから、本当に簡略した形で、そのほうが理解がしやすいような、あまりにも情報を入れすぎるとかえって理解不足になるので、文字も大きくしていただいて、すなわち文字数を少なくして、おおまかなことだけを書いていただければ、逆に理解がしやすいような気がします。
益田会長	今のご指摘について、事務局のほうはどうでしょうか。
事務局（谷口補佐）	ありがとうございます。一応、こちらのチラシは自治会の説明用

事務局（川瀬補佐）	なんですけど、この内容を2月15日発行の広報日南に4ページ紙面をとりまして、掲載予定ですので、その中で、分かりやすいような工夫をしていきたいと思っています。 営業係の川瀬と申します。 今、ご指摘のありました字の大きさとか、私どもも色々と考えておりまして、私の方は、隔月検針の方のチラシを担当させていただいております。料金改定の方は欲張って書いていることがたくさんあると思いますが、手元にはございませんが、先ほど課長が説明しましたとおり、奇数月の方用のチラシということで、ここに赤く奇数と書いておりますが、赤いところだけ読むと、実は、簡略的な内容になるというような工夫はしてみました。おっしゃられるように行政側は色々な情報を皆様に伝えたいということがございまして、たくさんは書いてはおりますが、できるだけ空白をつくりながら、見ていただきたい、あなたの地域は奇数月に検針を行いますよというようなものを強調させたようなかたちでですね、工夫は凝らしてまいりたいと思っております。もう一度、課内でも協議をいたしまして、貴重なご意見でございますので、そちらを踏まえうえて、ただ、情報としましては、詳しく見たい方もいらっしゃると思いますので、そこも配慮した形で対応してまいりたいと考えております。
益田会長	事務局、よろしくお願いいたします。他にございませんでしょうか。
郷谷委員	北郷の郷谷です。料金を支払う側の主婦なんですけど、我が家でも検針票をきちんと見て、このくらい使ってるんだと、この上にまた下水道料金が含まれますので、相当な額の支払いとなるわけですが、すけれども、しかし、私は子供や孫たちに日南の水はとてもおいしいんだと、お茶を入れてもコーヒーを入れても、おいしいお茶、コーヒーが飲めます。そして安心して飲めます。水道管が老朽化しているのを色々替えていただいたり、先ほどからお話を聞きますと耐震化に向けた大きな工事も行われているようです。そういうことを含めまして、料金が上がることは仕方のないこと、そして、必要なことと考えています。ただ、先ほどから皆さんが言われているように、非常に読みにくい部分があります。というのは、薄い水色とか薄いピンク色とかというのは、私も高齢者ですけれども、見にくい部分がありますので、濃ゆい印字で、できるだけ大きい字で書いていただいて、わかりやすくしていただくといいのかなと思って見ております。

益田会長	事務局、今の意見に対しては。
事務局（谷口補佐）	ありがとうございます。工夫したいと思います。
益田会長	他にご意見はございませんか。
木下委員	料金値上げにどうのこうのではなですけれども、一つ気がかりになったのが、資料で8ページの偶数月と奇数月の検針対象でいくと、偶数月でいきますと4月20日からが新料金、奇数月でいくと、5月20日からが新料金ということは、1か月偶数月と奇数月でずれるのかなと、そうすると4月20日から5月20日は新料金のところと旧料金のところが出てきて、不平等感みたいなものは出ないのか、そこが心配なところですよ。そういう見方でよろしいんでしょうか。
事務局（酒井課長）	今の件につきましては、料金改定が4月1日からということで、4月に使った水の分からが新料金になるということにはなるんですが、まず、偶数月につきましては、先ほども申し上げたように検針対象が3月20日から4月20日ということで、3月分も含まれていることでもございまして、ここの部分については、旧料金で請求をさせていただく。奇数月につきましては、検針の開始が5月になりますので、3月20日から5月20日までの間での検針ということで、当然3月に使用した分も入っているということで、3月に使用した分が10日分、あと4月以降に使用した分が50日分入るという形にはなりますので、偶数月で4月20日までの20日分も含めて旧料金としておりますので、奇数月については、これを60㎡を半分にした分を4月分ということで、3月20日から4月20日まで利用した形ということで、ここの部分が旧料金で請求をするということになります。ですから、ここでは不平等はでてこないというように考えています。
益田会長	よろしいでしょうか。
木下委員	はい。
益田会長	他に、ご意見はございませんでしょうか。
落合委員	商工会議所落合です。 いつもお願いをしているんですけど、1月から自治会とか市民

	への説明とかあるということですけど、特に大口ですよ、大口の事業所さんは、この2年間くらいのコロナで非常に経営的にも厳しい状況が続いているし、今後の見通しもはっきりしないところもあってですね、かなり金額的に大きな負担になってくるので、特に、皆さんの資金繰りというのが、非常に苦労されているという状況もありますので、そこあたりは特に、大口のところには個別に行って、ちゃんと説明をして、理解をもらうようにしてもらいたいと思います。
益田会長	事務局、お願いします。
事務局（酒井課長）	ありがとうございます。おっしゃられるとおり、大口の方の負担というものは、確かに大きくなるというふうに思われます。市長も含めて、その点については懸念をされていました。まず、私どもとしましては、それに対して配慮をしていきたいと考えておりまして、11月末までの使用の状況を調べてみて、上位の50くらいの事業所へは直接、お手紙を差し上げて、そういう形を取らせていただきたいと考えております。
益田会長	落合委員、よろしいでしょうか。
落合委員	はい。
益田会長	ぜひ、お願いしたいと思います。 それでは、他に、ご質問はないでしょうか。
米良委員	老婆心的な意見かもしれませんが、請求なしとなると、ただかなと一瞬思いました。この辺も、翌月請求とかにされたほうがいいのではないかと思います。 あと、偶数月はずっと1か月遅れですよ。奇数月は7月に6月分の請求ということで、こちら1か月分、遅れるんですかね。これは、年度を超えてもそのままですよ。というときに、転居される方ですよ、4月1日転居とか、確かに実際使ってるんだけど、結局、4月1日、例えば日南市以外に行かれた方は、そこでも当然水道料金を払わなければならない。すると、1か月遅れで日南市の水道料金の請求が来るわけですよ。これは当然なんです。使っているわけですから。ただ、そこを係の方では確認をされたというか、念押しされてた方が、いいのかなと。転居されて、移ったところで、日南市の請求1か月分がくるというのは、これも当然なんですけど、一応、念押しされてた方がいいのかなと老婆心的に思った

	だけです。
益田会長	事務局、お願いします。
事務局（川瀬補佐）	営業係の川瀬と申します。 米良委員の方からございました案件なのですが、実は、県内9市の状況を尋ねておりまして、県内でも隔月検針を6市が実施しておりまして、日南市が7番目なんですけども、同じようなことに頭を悩ませておられます。その対策として、ご教示いただいたところで、退去、水道契約の解除の時に、丁寧な説明が必要だということで、職員一丸となりまして、ご連絡があった際に、説明をしっかりとやっていくという対応しかないということで、他の市からも伺っておりますので、ぜひ、その辺りを細かく対応してまいりたいと思っております。
益田会長	米良委員、よろしいでしょうか。
米良委員	はい。
益田会長	その他、何かございませんか。
内田委員	何度もすみません。先ほどの説明資料9ページに水道料金の基本料金と従量料金の2つの要素で水道料金は請求されるんですけども、先ほど落合委員がご質問をされたんですけども、大口の方に対してのインセンティブみたいなものは、水道料金にはないんですか。大口だと少し安くなるとかはないんでしょうか。
益田会長	事務局、お願いします。
事務局（酒井課長）	お答えいたします。これにつきましては、昨年度の審議会の中でもお話があったところですが、こちらにつきましては、使用しているということで、配慮はせず、均等に負担をいただくということで、ご理解をいただいているところです。
益田会長	よろしいでしょうか。
内田委員	どこの自治体でも同じですか。日南市は同一料金ですか。
事務局（酒井課長）	同一料金という形ではなくて、まず、基本料金は口径ごと。これは、だいたいの自治体も口径ごとで基本料金が変わっている。従量

	料金についても、使用した量の部分でそれぞれ単価を決めてやっているというのが、だいたいところです。
落合委員	関連していいですか。今、大口の料金の話なんですけど、前回のときには言わなかったんですけど、市町村によっては、例えば、口径の区分ですよね、これを、基本料金でいくと、100ミリと次が150ミリじゃないですか。その前は、50ミリから75ミリで、25刻み。このへんの刻みを細かくして、少しでも配慮するとか、それから、市町村によっては、大口のところは若干値上げ率を減らすとか、そういったところもあるようなので、今回は、これでいくとして、次の値上げあたりには、その辺のことも十分色々検討していただければありがたい。次回については、お願いしたいと思います。 あと、資料の12ページ、水道料金の改定についての今後のスケジュールというところで、6月に新水道料金適用という言葉があるんですね。これを見ると、6月から値上げをするという感じで受け止められるんですけど、これは、4月から料金が上がって、6月分から新料金で計算したのが、適用されますよという意味だろうと理解しているんですけども、この表現は、誤解を生むのではないかと思います。
益田会長	今の提案について、事務局お願いします。
事務局（酒井課長）	ありがとうございます。 まず、初めの方の口径の話なんですけど、水道として使っている資材の種類で、口径がこのような形でメーター機等が設置されていますので、このような区切りになってきます。 それと、大口使用者に対する今後の配慮ということで、これにつきましても、今後の経営の見直しの部分で、検討を加える部分ではないかと考えておりますので、検討していきたいと考えております。 最後の今後のスケジュールの部分の表現の仕方については、おっしゃられるとおり、勘違いをされる部分がございますので、この表現についても検討をさせていただきたいと思います。 ありがとうございます。
益田会長	今の事務局からの説明でよろしいでしょうか。
落合委員	はい。
益田会長	他にございませんでしょうか。

事務局（谷口補佐）	なければ、議題（３）その他についての説明をお願いします。 【説明】 ・資料４ 日南市水道事業 100 周年記念事業
益田会長	【質疑応答】 事務局から、日南市水道事業 100 周年記念事業について、報告がありました。ここまでの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。 （審議会委員からの意見、質疑なし） それでは、事務局から、他に、何かございませんか。 （事務局、特になし） 委員の方らも、事務局からもご意見ございませんので、それでは、以上で、審議を終了します。 スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。
事務局（酒井課長）	【閉会】 議長を務めていただきました益田会長をはじめ、委員の皆様、本日は、大変ありがとうございました。貴重なご意見を今後も活かしながら、市民へのわかりやすい広報にも努めていきたいと思います。ありがとうございました。 次回の審議会につきましては、審議案件が出てくれば、またお願いすることにはなと思いますが、来年の秋ごろの開催を予定しております。というのが、１年に１度は開催をしたい。というのは、これはやはり経営状況を皆様に知っていただきたいという部分がございますので、来年、決算が終わりましたら、皆さまにご報告という形で開催を予定をさせていただきたいと思います。 事務局からのお知らせになりますが、今回の会議に際しましての報酬につきましては、年明けにお振込みという形になりますので、ご了承をいただきたいと思います。 それでは、以上を持ちまして、令和３年度 日南市水道事業等経営審議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。 （午後３時 30 分閉会）

上記のとおり、令和3年度日南市水道事業等経営審議会の議事の内容を明確にするため、この議事録を作成し、議事録署名人が署名及び押印する。

令和4年 | 月12日

永野 剛 久



宮浦 愛子

